

センター からの

2017
3・4月号

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2017.3月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談
- 平成29年度消費生活講座開催計画
- 商品が届かない! ネットでの買い物は慎重に
- 「アダルトサイトとのトラブル解決」をうたう探偵業者に注意!
- 幼小中高生向け消費者教育プログラム
- 消費生活相談事例
- 特殊詐欺対策用電話機を体験してみませんか?

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えて下さい。)
イヤ

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

●岡山県消費生活センター **e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp**

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

平成29年度 消費生活講座開催計画

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日 時	テ ー マ	場 所
1	平成29年5月19日(金曜日) 13:30～15:00	●消費者教育 今、できること 講師:消費者庁	きらめきプラザ 401会議室
2	平成29年7月7日(金曜日) 13:30～15:00	●イライラ解消で「お金と上手に付き合う」 講師:岡山県金融広報アドバイザー 伊丹恵里菜	
3	平成29年9月20日(水曜日) 13:30～15:00	●住まいの価値を高めるために ～住宅履歴情報(いえかるて)を使いこなそう～ 講師:横浜市立大学国際総合科学部 教授 齋藤広子	消費生活センター 研修室
4	平成29年11月17日(金曜日) 13:30～15:00	●小麦粉から見る日本の食糧事情と食品安全 講師:株式会社日清製粉グループ本社 CR室長 南澤陽一	
5	平成30年2月9日(金曜日) 13:30～15:00	●消費者トラブル最前線! 講師:岡山県消費生活センター	

受講ご希望の方は、消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715 電子メール.syohi@pref.okayama.lg.jp

※申込みは随時受け付けます。定員に達しますと、お断りする場合がありますので、ご了承ください。
参加は無料です。都合により日時・テーマ・講師・会場は変更となる場合があります。

商品が届かない！ ネットでの買い物は慎重に

孫娘が欲しがっているランドセルをインターネットで探したら、定価6万円のところ半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。

翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが1カ月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促をしても返信がない。

サイトにも住所、電話番号は書かれていない。詐欺サイトだったのか。

(60歳代 男性)



- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- 分からないことや不安なことがあったら、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第269号より)

「アダルトサイトとのトラブル解決」をうたう探偵業者にご注意！

国民生活センターによると、アダルトサイトのワンクリック請求を解決しようとして消費者がインターネットで相談先や解決方法を検索し、「無料相談」「返金可能」をうたう窓口で相談したところ、実際には探偵業者に「アダルトサイト業者の調査」を数万円で依頼しており、アダルトサイト業者からの返金もなかった、といった相談が急増しています。

スマートフォンを触っていたらアダルトサイトに登録となり15万円を請求された女性が、「無料相談可能」をうたう窓口を見つけて電話すると、「絶対に解決できる」「このままだと会社に嫌がらせがある」などと言われ、前金3万2千円を払った。しかし、4日後にビルの写真2枚とアダルトサイト業者自体の確認は取れなかったとの報告が届き、あらためて契約書を読むと「企業調査」となっていて電話での説明と違っていたというもの。探偵業者が、自治体の設置している消費者センターに似た「消費者〇×センター」と名乗っていたり、「警察と連携して解決している」など事実と異なる説明をして信用させている場合もあり注意が必要です。

探偵業者が行うのは「調査」であり、弁護士等の資格がなければ返金交渉は行えません。

信頼できる相談先かどうかを確認してから連絡するようにしましょう。

探偵業者とのトラブルは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。



幼小中高生向け消費者教育プログラム

自律した消費者を育成するために、「消費者教育イメージマップ」に基づき、法的リテラシー等を踏まえた幼児期から高校生期までを対象とした体系的消費者教育教材を開発、作成（H27～29年度実施）しています。

教材作成にあたり、消費者教育教材作成委員会（消費生活センター〈消費者教育コーディネーター〉、消費者団体、大学、教育委員会等で構成）を開催し、小中高生向け教材については大学生や消費者教育コーディネーターが、幼児向け教材については消費者団体が、モデル授業を実施しながら、改善を重ねています。

「契約」について教えるために、発達段階に応じたモデル授業を実施

紙芝居「もたのお買い物」 約束の大切さを学ぶ



平成28年1月28日 岡山市立建部保育園

「オンラインゲームの落とし穴」 オンラインゲームの便利と危険を考える



平成28年2月28日 津山市立成名小学校

「写真をSNSにアップしていいですか」 情報モラルと肖像権について学ぶ



平成28年9月2日 早島町立早島中学校

「契約について考えよう」 大学生を講師に未成年者契約について学ぶ



平成28年10月12日 県立岡山一宮高等学校

学校教育の現場で活用しやすいよう工夫した「授業パック」



契約授業パックとオンラインゲーム
授業パック



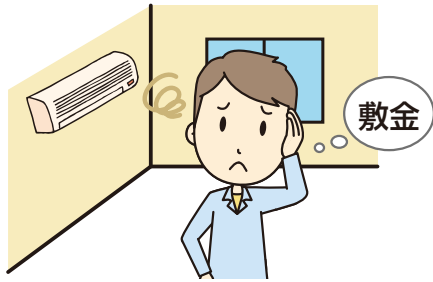
授業展開例、ワークシート、スライド等を
CDにも収納

事業成果として、教育関係者と消費者行政関係者の連携が強化され、学校教育現場と消費者教育に対する相互理解が深まっています。また、大学生が参加することにより、大学生自身の消費者市民社会への参画醸成が図られるとともに、中学校・高校生側でも、親近感を持って授業内容に取り組むことができました。

来年度は、これらの教材の完成版を作成し、県内全校へ配送、教員向け研修会等で教育現場での活用を支援していく予定です。

●消費生活相談事例●

賃貸住宅の退去時のトラブル



息子が2年間入居した賃貸アパートを退去した。管理会社から敷金5万円は返却されず、クロスの張り替え費用、エアコン洗浄代金等修繕費10万円の高額な請求を受けて納得できない。

(岡山市 男性)

消費者へのアドバイス

賃貸住宅を退去するときに「敷金は返ってこないと言われた」「多額の修繕費用を請求された」など、敷金返還や原状回復費用の負担を巡るトラブルの相談が多く寄せられています。

借主の負担となる原状回復費用の範囲、算定の考え方については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」として公表しています。ガイドラインによれば、いわゆる経年変化、通常の使用による損耗等は、貸主負担としています。畳やクロスの日焼け、家具の設置による床やカーペットのへこみ、テレビの後部壁面の黒ずみなどです。

一方、借主の不注意等により生じた損耗等は借主の負担とされています。落書きの跡やペットによる傷跡、喫煙によるヤニ等でクロスが変色したり臭いが付着している場合等です。

借主に負担義務がある場合の借主の負担割合は、

経過年数を考慮して算定するとされています。

修繕の見積書が届いた時は内容を確認し、納得がいかなければ貸主に問い合わせてみましょう。

相談事例の場合も、契約書の内容を確認した上で国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にして貸主と話し合うよう助言しました。

退去時のトラブルに遭わないためには、契約書の内容をよく確認し、原状回復などの契約条件を当事者双方が納得した上で契約するようにしましょう。入居する際に入居時の状態を写真撮影するなどして、室内の現況、消耗等を記録に残しておくようにしましょう。退去時の物件確認には、貸主又は管理会社等に立ち会ってもらうこと等が大切です。

トラブルが生じた場合は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

特殊詐欺対策電話機を体験してみませんか？

依然として高齢者等を狙った還付金詐欺やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害が多発しています。

特殊詐欺は、自宅の固定電話に電話がかかってくることから始まることの方が大半です。

被害防止のため、警告メッセージの発信や不審な番号からの着信拒否などが簡単にできる特殊詐欺対策電話機が一般販売されています。

啓発、出前講座やグループでの学習会などでご活用ください。

特殊詐欺対策電話機や留守番電話機能を利用して特殊詐欺を防ぎましょう！



問い合わせ先

- 岡山県消費生活センター TEL 086-226-1019 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ5階
- 岡山県消費生活センター津山分室 TEL 0868-23-1247 津山市山下53 岡山県美作県民局相談室内